

「貸出債権市場協議会」設置要綱

1. 経緯

貸出債権取引市場の拡大は、わが国の金融機能強化のための重要な課題であり、銀行界としても、これまで市場の整備に向けた取組みを行ってきた。さらに、今般、金融再生プログラムにおいて、あらためて貸出債権の取引市場活性化の重要性がうたわれ、金融庁より全銀協に対して、同市場の整備のための新たな体制について検討するよう要請があった。同時に、預金保険機構、整理回収機構、日本政策投資銀行、住宅金融公庫に対し、検討への積極的な参加が要請されたところである。

こうした要請を踏まえ、貸出債権市場に関する問題を広く議論するため、全銀協を事務局とし、協議会を設置する。

2. 目的

貸出債権取引の現状、市場関係者のこれまでの取組みについて情報を共有し、貸出債権取引市場の活性化に向けた今後の課題について議論を行い、来年3月を目途に報告書を取りまとめる。

3. 構成

協議会の下に、次のワーキング・グループ(WG)を設置する。

第1WG：正常債権を対象とした市場について議論

第2WG：不良債権を対象とした市場について議論

4. メンバー・オブザーバー

メンバーおよびオブザーバーは別添のとおりとする。オブザーバーは、協議会および各WGに出席し、メンバーの参考になる意見を述べるができるものとする。

5. 設置期間

平成14年12月から平成15年3月までとする。